

学校等における生徒等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号）第24条第1項の規定に基づき、必要な方策を示し、もって学校等における生徒等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、または管理する者に対して生徒等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を考慮し、生徒等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 学校等における安全対策推進体制の整備

学校等および通学路等における生徒等の安全を確保するため、校区における関係機関、通学路等の管理者、自主防犯団体、保護者および地域住民等の協力を得て、当該学校の実情に応じた安全対策を検討、推進する体制を整備し、具体的方策を実践するよう努めるものとする。

2 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、生徒等への危害を未然に防ぐため、次のような対策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉および校舎接地階の的確な施錠管理
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来校者用の入口および受付の明示
- (5) 来校者に対する名簿の記入および身元確認
- (6) 来校者に対する来校証の使用の要請
- (7) 来校者への声掛けの励行
- (8) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備の設置
- (9) 教室、職員室等の配置の検討

3 安全確保についての校内体制の整備等

教職員等による安全確保体制の整備のほか、保護者、自主防犯団体その他関係機関と連携して次のような対策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 教職員等による学校内外の巡視
- (2) 保護者、自主防犯団体等による学校内外の巡回の協力要請
- (3) 地域、学校等の実情に応じた防犯ブザー等の教職員および生徒等への普及

4 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において生徒等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合および不審者が学校等に侵入しようとし、または侵入した場合に備えて「危機管理マニュアル」を策定し、社会状況の変化等を踏まえて見直すものとする。また、地域住民および警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修、訓練の実施
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合の情報収集、通報、保護者への連絡、関係機関および防犯団体等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定等
- (3) 不審者が校地、校舎に侵入しようとし、または侵入した場合等の緊急時の校内での侵入阻止・排除体制および連携体制の確立、生徒等への注意喚起及び避難誘導の方法ならびに警察への通報体制の徹底
- (4) 関係機関との連携による生徒等の安全確保に関する情報交換
- (5) 関係機関の協力のもと教職員、保護者、自主防犯団体等による防犯訓練、救命救急訓練等の実施
- (6) 家庭、地域、近隣の学校および関係機関等における情報連絡体制の整備
- (7) 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備

5 生徒等の遵法意識のかん養

生徒等を犯罪被害から守るとともに、物事の善悪の判断能力を身に付けさせて非行に走らせないように、犯罪から身を守る意識、犯罪に対抗する意識、お互いに助け合う意識、社会の一員として持つべき遵法意識をかん養するため、生徒等に対し次のような教育の充実を図るとともに、保護者に啓発するよう努めるものとする。

- (1) 犯罪の被害防止教育
- (2) 罪と罰についての法教育
- (3) 非行防止教育
- (4) コミュニケーション能力を高める教育

6 教職員の危機管理意識の高揚と生徒等に対する安全教育の充実

学校等の教職員一人ひとりが生徒等の安全の確保を第一とし、学校として組織的な対応を図るとともに、生徒等が犯罪の被害に遭わないための知識の習得および様々な危険の予測ができる能力を育成するため、学校教育活動全般において計画的に学習できるよう次のような取組みを行うとともに、保護者に啓発するよう努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練の実施
- (2) 安全マップの作成
- (3) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (4) 誘拐や連れ去り等に遭わないための対処方法の指導
- (5) 被害に遭った場合の対処方法の指導

7 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の生徒等に対する危害を防止するため、見通しが良く死角がない施設の整備に努めるとともに、次のような設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 死角の原因となる障害物（植栽等）
- (2) 門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等
- (3) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報装置等（警察署等への非常通報装置、校内緊急通報システム、防犯カメラ、テレビインターホン等）

8 保護者、地域および関係機関（PTA、自治会、自主防犯団体、警察署、消防署等）との連携

保護者、地域および関係機関と連携し、生徒等の安全確保のための情報交換に努めるとともに、次のような方策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 保護者、地域住民、PTAおよび自治会等への協力依頼
 - ア 保護者、自主防犯団体等による登下校時の校外指導
 - イ 学校活動における学校支援ボランティアの協力
 - ウ 不審者発見時の警察署および学校等への通報
 - エ 地域住民等による声かけ運動
- (2) 注意喚起の文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備
- (3) 「子ども110番の家」との連携の強化
- (4) 関係機関と協力した学校内外の巡視および安全確保活動
- (5) 関係機関の協力による安全教室、護身術等の防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- (6) 警察署や消防署等との緊急時の連絡体制の確立
- (7) 医療機関等との連携による心のケアを必要とする生徒等への対応